

令和 8 年度第 2 回鳥取県町村職員採用資格試験（一般事務・専門職）ご案内

令和 9 年 4 月 1 日採用予定の鳥取県町村職員採用資格試験を次のとおり行います。
令和 8 年 7 月 1 7 日鳥取県町村会 会長 白 石 祐 治

1 職種・試験参加町村

町村名	一般事務	保育士	保育教諭	保育教諭 (社会人経験者)	土木技師	調理師	一般事務 (障がい者対象)	各町村の採用情報リンク先
岩 美 町	○	—	—	—	—	—	—	https://www.iwami.gr.jp/1070.htm
若 桜 町	○	—	○	—	○	—	—	https://www.town.wakasa.tottori.jp/
智 頭 町	○	○	—	—	—	○	—	https://www1.town.chizu.tottori.jp/chizu/soumu/3/
八 頭 町	○	—	—	—	—	○	—	https://www.town.yazu.tottori.jp/soshiki/3/17540.html
三 朝 町	○	—	—	—	○	—	○	https://www.town.misasa.tottori.jp/1498/2045/
湯梨浜町	○	—	○	○	—	—	○	https://www.yurihama.jp/soshiki/2/28175.html
琴 浦 町	○	—	○	—	○	—	—	https://www.town.kotoura.tottori.jp/docs/2026070300015/
北 栄 町	—	—	—	—	—	—	—	
日吉津村	—	—	—	—	—	—	—	
大 山 町	—	—	—	—	—	—	—	
南 部 町	—	—	—	—	—	—	—	
伯 耆 町	—	—	—	—	—	—	—	
日 南 町	—	—	—	—	—	—	—	
日 野 町	—	—	—	—	—	—	—	
江 府 町	—	—	—	—	—	—	—	

※詳細については、受験町村毎に上記採用情報リンク先等にて直接ご確認ください。

2 第 1 次試験

(1) 試験日時・受付期間等

試験日時	令和 8 年 9 月 2 0 日（日） 試験開始時刻 午前 1 0 時 0 0 分 （開場 午前 9 時 3 0 分）	
受付期間	令和 8 年 7 月 1 7 日（金）午前 9 時～令和 8 年 8 月 2 4 日（月）午後 3 時まで ※インターネット申込のみ	
申込方法	インターネット電子申請による申込 ※鳥取県町村会ホームページの「町村職員採用情報」(https://www.totock.jp/recruit/) から入力フォームへ入り、必要事項を入力してください。	
受験票の郵送	受付期間終了後、下記の各地区事務局（東部・中部）から申込者の住所に受験票が郵送されます。 9 月 1 4 日（月）までに到着しないときは、下記事務局にお問い合わせください。	
受験票に関する 問合せ先 及び 試験会場	受験される町村により、問合せ先及び試験会場が異なりますので、下記によりご確認ください。	
	受験町村	問合せ先事務局
	岩 美 町・若 桜 町 智 頭 町・八 頭 町	東部町長会事務局 〒680-0495 八頭郡八頭町船岡 5 3 9 八頭町役場船岡庁舎内 (TEL 0858-72-0031)
	三 朝 町・湯梨浜町 琴 浦 町	中部町村会事務局 〒682-0802 倉吉市東巖城町 2 中部総合事務所内 (TEL 0858-22-6195)
		八東体育文化センター 八頭郡八頭町富枝 10 番地 1 TEL 0858-84-1232
		鳥取県中部総合事務所 B 棟 205 会議室 倉吉市東巖城町 2 番地 TEL 0858-22-6195 (中部町村会事務局)

(2) 受験科目

- 一般事務、調理師、一般事務（障がい者対象）を受験される方：教養試験(90 分)、事務適性検査(10 分)、性格特性検査(20 分)、作文試験(60 分)
- 保育士、保育教諭、土木技師を受験される方：専門試験(90 分)、事務適性検査(10 分)、性格特性検査 (20 分)、作文試験(60 分)
- 保育教諭（社会人経験者）を受験される方：職務能力試験(60 分)、事務適性検査(10 分)、性格特性検査(20 分)、作文試験(60 分)
※社会人経験者を受験の方は、専門試験の代わりに職務能力試験 BEST-A を実施します。
※過去 5 回分の作文試験問題について、鳥取県町村会ホームページの「町村職員採用情報」に掲載しています。

(3) 第 1 次試験合格者の発表

令和 8 年 1 0 月中旬以降、2 の(1)に記載の当該事務局から合格者に通知するほか、合格者の受験番号を試験参加町村の役場掲示板に掲示するとともに、当該町村の公式ウェブサイトに掲載します。

3 受験資格

- (1) 年齢要件
 - ・平成3年4月2日以降に生まれた人
 - ・保育教諭（社会人経験枠）は昭和56年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人
- (2) 受験できない人
地方公務員法第16条に該当する人（以下のいずれかに該当する人）
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (3) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和9年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
- (4) その他の受験資格については、受験される町村毎にご確認ください。

4 第2次試験

第2次試験は第1次試験の合格者についてのみ行います。

- (1) 日時及び場所
令和8年10月下旬から11月上旬に行いますが、日時及び場所は第1次試験合格者通知の際にお知らせします。
- (2) 試験の方法
口述試験 主として人物について個別面談による試験

5 合格者の発表

令和8年11月上旬～11月中旬、2の(1)に記載の当該事務局から合格者に通知するほか、合格者の受験番号を試験参加町村の役場掲示板に掲示するとともに、当該町村のウェブサイトに掲載します。

6 合格から採用まで

- (1) 合格者は、申込町村の採用候補者名簿に登載され、欠員があった場合、そのうちから採用者が決定されます。従って合格者の全員が必ず採用されるとは限りません。
- (2) 採用候補者名簿の有効期限は原則として1年間です。

7 その他

- (1) 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもに接する業務に従事する場合は、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本試験の最終合格後、任命権者による採用手続き等の過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認することがあります。
- (2) その他の詳細については、申込町村又は2の(1)に記載の当該事務局にお問い合わせください。
- (3) 試験の延期・中止等については、各町村のウェブサイトで確認してください。